

◆ 重要事項確認 ◆

- 1、事故を起こした場合の保険・補償
 - ・対人補償 ……制限(自賠責保険含む)
 - ・対物補償 ……制限(免責10万円)
 - ・人身傷害補償 ……3000万円(1名につき)
 - ・車両補償 ……時価額(免責10万)
- 2、保険・補償制度が適用されない場合
下記のような状態または運転で発生した事故による損害は、お客様のご負担となる場合がございます。
 - ・警察及び当社への連絡など所定の手続きが取られていない場合
 - ・貸渡約款に違反している場合(飲酒、薬物使用、借受人(運転者含む)以外の運転、又貸し、無免許運転等)
 - ・保険約款免責事項に該当する場合または支払いを除外されている場合
(故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失等)
 - ・借受人の使用、管理上の落ち度があった場合(車内装備の汚損、装備品の損失、海岸や河川敷などの走行による損害等)
- 3、万一、事故が発生した場合
事故発生(自損事故含む)の時は、必ず所轄の警察へ届出と当店へご連絡ください。
事故証明書を提出できない場合は、保険を使用する事ができません。
※遠隔地での重大事故(自走不能)などの陸送費用は、お客様の負担になります。
- 4、ノンオペレーションチャージ(事故等により修理・清掃が必要になったときの修繕期間中の休業補償)
下記金額をご負担頂きます。
 - ① レンタカー
 - ・自走返却不能……**5万円**
 - ・自走にて返却……**3万円**

〈注〉自走返却時でも道路交通法上、公道違反の場合(フロントガラス破損等)は自走返却不能となります。
- 5、レンタカーの貸渡契約を結びます。
- 6、レンタカーの借受は必ずご連絡をお願いします。
- 7、レンタカーの貸渡を拒絶する場合があります。
- 8、レンタカーの借受期間には守って頂く禁止事項があります。
- 9、当社の承諾なく借受期間を経過した場合は必要な措置をとることがあります。
- 10、レンタカーを返還されない場合は必要な措置をとることがあります。
レンタカーが乗逃げされた場合の措置(横領罪で告訴等法的措置)
信用情報の登録と利用の合意
- 11、レンタカーの貸渡後、車両の事故等によって使用できなかったことにより生ずる損害については、その理由の如何に関わらず当社では補償いたしません。
- 12、ご利用料金の支払いを怠った場合には、延長損害金を頂きます。
- 13、貸渡車両について
燃料を満タンでご準備しております。ご確認の上、必ず**満タンでご返却**ください。
ご返却の際、給油所の領収書(レシート)をご提出ください。
- 14、運転者が複数となる場合について
レンタカーをご利用いただく際、運転される方が複数となる場合には、貸渡ご契約時に前もって運転される方の氏名・住所・免許証番号をお申し出ください。お申し出なく運転され、万一事故を起こされますと保険金が支払われなことがあり、車両修理費用などお客様のご負担となります。
- 15、車内の損傷・汚れについて
車内に荷物を積み込んだり、タバコの火などまたはペットや肉・魚介類などの持ち込みにより、内装に損傷や汚したり匂いが染みついたり、また食べ物による汚れ、シミなど貸渡する前の状態から著しく変化が見受けられる場合には、修理清掃費用、車内清掃費用、もしくは生地・部品の交換費用の実費をご負担いただきます。
- 16、お客様へのご理解、ご承諾のお願い
道路交通法改正に伴い、駐車違反及び速度違反に対して、ご契約者もしくは、ご使用者様が警察に出頭及び罰則金支払いが無き場合、自動車貸渡簿を提出することになります。

〒901-0224
沖縄県豊見城市与根 223-2
ファストレンタカー沖縄店
080-4703-5800